

シンガポールのいじめ対策

シンガポール事務所

文部科学省が実施した、「平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」に関する調査結果」によると、小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は 188,057 件と前年度より 2,254 件増加しています。日本では、いじめは大きな社会問題のひとつですが、ASEAN でも同様です。そのため、今回はシンガポールのいじめ対策についてご紹介します。

シンガポールではネットいじめが増えており、2012 年の Microsoft 社による調査によると、シンガポールは 58%が被害者になった経験があり、これは中国に次いで 2 番目に高い割合となっています。また、Touch Cyber Wellness が 3,000 人の中学生と 1,900 人の小学生を対象に調査を行ったところ、中学生の 4 人に 1 人はネットいじめをし、中学生の 3 人に 1 人、小学生の 5 人に 1 人はネットいじめに遭ったことがあるとの結果が出ました。

このような状況を受けて、シンガポール政府では、ネットいじめへの対策を講じています。

Ministry of Education (MOE) では、10~14 歳の子どもの持つ親向けに、ゲーム形式で選択式の質問に答えるアプリを提供しています。このアプリを使って親子で一緒にゲーム感覚で質問に答えていくことでネット上のルールについて会話する機会を増やし、親が子どもの考えを知ったり、子どもに対しネット上のルールについて教えたりする機会になっています。

また、シンガポールでは「いじめは犯罪とみなす」という強い姿勢も見せています。2014 年には現実生活のみでなくネット上でのいじめや嫌がらせも取り締まるハラスメント防止法 (Protection from Harassment Act) が施行され、違反者には 5,000 シンガポールドル (約 40 万円) 以下の罰金か禁固刑または両方が科せられることとなりました。

急速に発達したネット社会の中で、日本もシンガポールも抱える問題は同じであり、いじめへの対策は相互に学び合えるところがあるのではないのでしょうか。

(シンガポール事務所所長補佐 弓指)